

知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓平安初期点における待遇表現体系について

松本光隆

〔キーワード〕 文法的待遇表現、語彙的待遇表現、上表文、勅答、四六駢儷文

はじめに

漢文訓読語において日本語的な要素を抽出して原漢文との距離を測ろうとするとき、原漢文にはない漢文訓読語特有の読添語からの視点で切り込むことができると考えられる。即ち、原漢文に漢字の存在しない部分に読添える読添語は、基本的には日本語に特有の語詞であると先ずは認めても良からう。

漢文訓読語における読添語の問題は、中国語文たる漢文との問題のみならず、日本語の範疇での文体差の存する文章との比較によって漢文訓読語の特有表現を特定する事象として焦点化できる視点であると思われる。築島裕博士は、『平安時代の漢文訓読語に就きての研究』（昭和三十八年三月、東京大学出版会）において、例えば、和文語資料と漢文訓読語資料の助詞助動詞の分布について論じられているが、漢文訓読語においては専ら、読添語の問題である。

印象的なレベルでの問題としては、待遇表現において漢文訓読語

に特有の事象があるように思われるし、テンス・アスペクトやモダリティの問題でも、特有の事象があるように認められる。

以下本稿では、知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓平安初期点を中心に、待遇表現法¹⁾について記述する。

上表を対象として言語分析をする目的は、一つには、上表の場合、君主に進上するものであり、そこには、発信者と、それよりも高い地位にある受信者との相対的關係が存する。この場合、どのような待遇表現を採って訓読が行われたものかを記述してみたい。また、勅答は、発信者と受信者の關係はその逆にある文章である。即ち、上下關係が明確な文章体の待遇表現法を記述することに本稿の目的がある。

一、大唐三藏法師玄奘表啓平安初期点の待遇表現（一）

—上表文における語彙的待遇表現—

知恩院藏大唐三藏法師玄奘表啓平安初期点²⁾は、奥書を欠く資料で

あるが、平安初期加點と推定される第三群点の資料で、訓点はその部分で、巻頭より一〇九行分に加點される。この部分を対象として以下に待遇表現を記述することとする。

まず、大唐三藏玄奘法師表啓平安初期点の全体の言語量について触れておく。一〇九行の分量であるが、二一七七字を使用して表現されている。計量的には単純に過ぎると思われるが、基本的に一字一語ならば、日本語における自立語に相当するものが圧倒的で、二一七七語で文章が構成されていることとなる。

まず、第一表「進經論等表」の待遇表現を記述する。尊敬表現は以下のように出現する。なお、用例末尾の括弧内には、(主語・所在)を表示する。

1、靈を纂^ツきて震^イに出て、運を撫^なてて樞に登^リ たマヘリ(陛下・8)

2、茂(き)ことを九^キ贏^キに勝^ケケ、素^ソ庭を掩^オじて「而」獨^ド歩^ボ(みたま)ヘリ(陛下・8)

第一表における尊敬の補助動詞「たまふ」の確例は以上の二例で、読添語として現れている。例1の緊密句の訓読は、対句一句目末を、補助動詞「たまふ」を読添えることなく中止法とする。例2の禁句対の場合も同様で、第二句目末は、動詞の中止法として、補助動詞「たまふ」が読み添えられるのは文末、第二句目・緊句末の動詞「歩む」に對してである。

注目すべきは、この例1・例2に続く文章の訓読で、

3、英勝(の)ヒトヲハ一極に飛シ軒一^カ昊^シを轡^シキテ「而」高ク視^ミたり(陛下・9)

4、塵を紫^シ塞に分チ隨^ツの寇^クを「於」幽^ウ陵^リに翦^キレリ(陛下・9)と文章が続くが、「陛下」主語文の例3・例4の文末には、補助動詞「たまふ」が読み添えられない。

以下、「陛下」主語の文は、「駐^トメ：蕩^トカセリ(10)」「戢^オメて：歸^キ(11)」「セリ(11)」「宣(ひ)て：受(け)たり(11)」「刊^ケリ：創^シム(12)」と続いて、「鳳^フ篆^{セン}龜^ク文(12)」「銀^ギ鑄^ソ玉^ヨ字(12)」を主語とした二文を夾んで、「陛下」主語の文の文末が「屬^ツケ：懷(き)て：爲^ト(14)」と訓読される文に続くが、いずれも文末に補助動詞「たまふ」の読添が認められない。更に、「鷄^キ林^{リン}(の)」「之^シ」「士」を主語とした一文の後、「陛下」主語と判断される文の「建^タて：引^リケ(15・存疑)」「爲^ト(16)」の訓読が続くが、ここにも尊敬の補助動詞「たまふ」は読み添えられない。その後、第一表は、「玄奘」主体の文章となっていて、その中の「陛下」主語文は認められない。

右の記述が入り組んだが、第一表で文法敬語たる補助動詞「たまふ」が確認されるのは、例1・例2の読添え例のみであって、補助動詞による尊敬表現は読添語によって行われている。第一表中に、敬語表現の読添えの可能性がある対象十一文中確例は最初の二例のみである。しかもこの二文中中止部分には補助動詞「たまふ」の読添えは現れず文末二例のみであって、残りの九文には読添えられてはいない。即ち、補助動詞による尊敬表現は極めて簡素であると評

価できよう。即ち、文法敬語に該当する尊敬の補助動詞の出現は、皆無と言う訳ではないが決して榮えてはいない。

一般に、中国語文に比べて敬語表現の豊富さが日本語の特質のように説かれるが、右の如くに漢文訓読語に見える文法敬語表現は、決して豊かであるとは評価できない。しかし、右の文法敬語に比較して漢文訓読語においては、以下の語彙敬語表現・語彙的待遇表現が盛んであることが指摘できる。この語彙敬語・語彙的待遇表現に当たる表現は、原漢文に既に存する漢字に影響されて成立したものであって、原漢文に基因して日本語たる漢文訓読語にも語彙敬語・語彙的待遇表現が榮えていることを念頭に置かねばならない。即ち、次に検討しようとする語彙敬語・語彙的待遇表現は、中国語文たる原漢文において表現され、その表現を引き継ぐ形で日本語たる漢文訓読語に現れて、漢文訓読語の言語特徴となっていることが指摘される。

表記上より明確に待遇を担うと認められる漢語名詞は、「陛下」の例である。第一表中に現れる例は、「陛下(8)」の例で、漢語名詞「陛下」の前に闕字が存する。表記上に明確な例で、「陛下」の語は、語彙的な待遇表現を担っているものと認められよう。

第一表中には、原漢文に存する以下のような漢語名詞が出現する。「鳳_ト篆_ト龜_ト文(12)」「銀_ト鑄_ト玉_ト字(12)」「聖_ト期(14)」「神_ト化(15)」「香_ト城(16)」「神_ト懸(16)」「金_ト地(21)」「玉_ト門(21)」「聖_ト鑿_ト(26)」「玄_ト言(26)」「天_ト規(27)」などの漢語名詞には皇帝に対する敬意

が含まれた表現であることを認識しておく必要がある。さらに、仏に対する待遇表現として「玄_ト津(16)」「至_ト教(27)」のような漢語名詞が認められるのであって、こうした原漢文に既にある漢語名詞語彙の影響による語彙尊敬表現を考慮に入れておく必要がある。

右の語彙的な待遇表現は漢文訓読語に多出する特徴的な待遇表現で、計量的には、かなりの比重を以て訓読語中に出現すると見ることができようが、以下のような問題を内包している。

日本語文としての漢文訓読語の表現体系におけるこれらの漢語が、どのような表現性を持つているのかを考えようとする時、漢文としての上表文自体が四六駢儷文に依っているものであることを念頭に置かねばならない。基本的には、上表文中の漢文自体が「美文」として作成されることを目指したものであろうから、使用される一々の漢語が持つ「美文表現」なるものが、日本語の待遇表現のどのような範疇に入りうるのかを断じようとした時、その分類が困難な局面があるのも事実である。

例えば、右の「鳳_ト篆_ト龜_ト文(12)」などの「鳳」は皇帝に対する漢語上接要素で、この語自体は皇帝に対して使われるものであるから、成立した訓読文では、この語自体に皇帝に対する敬意がある」と解釈しても良からう。さすれば、「鳳_ト篆_ト龜_ト文(12)」は訓読文における語彙敬語表現を担う要素であると認めることが出来る。皇帝に対する日本語では一語と認定できる「金_ト地(21)」「玄_ト言(26)」「や仏に対する「玄_ト津(16)」「至_ト教(27)」などの語に関して、中

国語文において「金」「玄」「至」などが、構造上、一語の修飾要素としての下接要素を修飾する要素であると解釈できようが、「金地」「玄言」「玄津」「至教」自体が、文脈を離れた語彙レベルにおいて、敬語的な要素を既に有しているとは必ずしも断言できないのではなからうかと思われる。漢文訓読語において、「金地」「玄言」「玄津」「至教」が語彙的には美文表現の要素として、「地」「言」や「津」「教」に対する美文的意味を担う語であることは間違いないであろう。それが、文脈において働いた時、皇帝に関することならば、その美文表現語彙を以って敬意を表現しようとしたとみて矛盾がなからう。しかし、他の文脈によっては語彙の問題として美化語だと定義できる余地もあろう。即ち、常体表現の美文語彙の名詞であると解釈する立場もありうろと思われる。しかし、この四六駢儷文に認められる美文語彙も、待遇表現の一端を担っていると認める必要があるろう。

これらの語の待遇表現の範疇の分類は、現時点では、文脈文脈によって左右されるものであると考えざるを得ない。語単位としての「金地」「玄言」「玄津」「至教」に、敬意を与えた待遇表現として解釈できるか、それともその他の範疇の待遇であるとするのか、美的色彩を狙った単なる常体的美文語彙としての待遇価値しか持たないものであると認められるのかは、今は、文脈の解釈に依存していると言わざるを得ない。また、これらの待遇価値分類のカテゴリーは連続的なものと見て範疇化する必要があると考えなくてはならな

いであろう。

即ち、四六駢儷文の訓読語として現れる漢語名詞、漢語動詞は、待遇表現の要素である尊敬語であると範疇化できるのか、丁寧語や美化語の範疇として範疇化出来るのか、常体の名詞や動詞としての待遇価値しか持たないものとして解釈できるのかは、現状では文脈に支えられるところが大きいと言わざるを得ない。また、語単位のレベルで考えようとする時、尊敬、丁寧語や美化語、常体表現、謙譲、卑下表現は、分析対象の語に対して連続していると認めねばならないであろう。これらの漢語名詞や漢語動詞の分析を通じて、訓読語における待遇表現体系をどのように把握するのかが問題は、

第一表の和語による謙讓表現には以下の例が確認される。

5、祇^ツめて^ツ論言^ヲを奉^ルり^テ載^ス（ち）翻^シ譯^スセ（し）^ト爰^ニ開^キ士^ヲを召^ス

して慧^ノ義^ヲを同^ジ證^スセ（し）メ^キ（21）玄奘語訳文 中田訳文は、「奉」
（うけたまつ）と訓読する。

6、謹^シ（み）て闕^ニ詣^リ（て）て奉^ル進^ト（たてま）ツ^リき（26）
玄奘）

この例は、右の読添語として現れる補助動詞「たまふ」の場合と異なって、上表中に原漢文の漢字として表記された語の和訓として語彙敬語に属する敬語動詞として現れる。ただし、例5は、「奉」字に関連した訓読であるが、先学の訓読文に従えば、「奉（したてまつ）り」と、補助動詞「たてまつる」の読添えの可能性も全くない訳ではない。待遇表現に関しては、以下のような例も認めて良からう。

以下の例も漢文に表現された字義をもとに、動詞訓として文章の待遇表現を担った例と解せられよう。

7、祇^ツメテ^シ綸言^ヲを奉^ルリ (21・玄奘・例5に同じ)

8、追(ひ)て慙^ハチ^ハ戰^ルリ^ハ慄^ムマル^{コト} 氷^レル^ル谷^ヲを履^ムカ^カ若^シ

(28・玄奘)

確例ではないが、「言(す) (3)」「伏(し)て (8)」「謹(み)て (26)」「詣(て)て (26)」「仰(き)て (27)」「敬(み)て (27)」などや、上表文末の「謹言(29)」や「沙門玄奘上(29)」も、待遇を支配しているように考えても良いのではなからうか。これらは、語彙的待遇表現である。

右のように見てくれば、確かに、読添語による待遇表現は多くはない。従来の日本語の言語特質として敬語表現の多さが説かれてきた。正格漢文に対する変体漢文の特徴としても説かれてきたところである。上表文第一表に限って言えば、日本語特有の文法敬語表現が訓読に出現することは稀で、むしろ、原漢文にある表現を頼って語彙的待遇表現が実現されていると評価すべきである。

次に、第二表「進西域記表」における記述を行う。

読添語として存する文法敬語の補助動詞「たまふ」による尊敬表現は、

9、時^ト移^リリ^シ歳^ト積^リ(り) た^レれ^トも^ノ人^ノの^欲(する^トき) に^天從^ヒ(ひ) た^マへ^ハ 遂^ニに^雪袖^ヲを^下して^テ 「而」 提^リ河^ニに^治ヒ^鶴林^ヲを^援チ^テ 「而」 鷲^ノ嶺^ニに^栖ル^{コト}と^得ム^ヤ (44・天)

の一例のみである。この例は、文中の条件句中に現れる例である。下接の文の主語・玄奘とは異なるが、第一表の文末使用とは異なった構文上の位置に使われている。即ち、訓読語における読添えの補助動詞は文中にも使用が可能である証となるが、第一表には文中には出現していなかった。

第二表中には、「陛下」主語の文が存するが、「乗^リ：載^リ(り)た^リ (34)」「威^カ(ま^ラし)メ^テ：齊^ヘリ (34)」「埋^ミて：補^ケ (35)」「曜^シ：闡^ク (36)」などと続いて、以下日本語として自由に読添えでも良さそうであるが、積極的に補助動詞「たまふ」を補読する例が出現していない。

謙讓表現は、実字の訓として、

10、沙門玄奘言^ス (31・玄奘)

11、西^ノ羌^ハ白^キ環^ヲを^垂衣^ノ(の) 「之」 后^ニ薦^リき (32・西羌↓

垂衣之后)

12、東^ノ夷^ハ楛^ノ矢^ヲを^刑措^ノ 「之」 君^ニに^賄り^き (32・東夷↓刑措

之君)

13、蒼^津に^泛と^て 「而」 贄^ヲを^委カ^シメ^タリ (39・陛下↑(群生)

14、謹^(み)て^闕(に) 詣^テて^奉進^{(と}た^てま) ツリ (中止法

(52・玄奘)

15、伏^(し)て^戰り^灼ク^マル^{コト}と^深(く) ス (52・玄奘)

の如く、和語謙讓動詞訓として現れる。

待遇に関与したと思しき漢語名詞「玉檢」「皇靈」などの挙例を

割愛するが、第二表においても、待遇表現は、漢文に対応した漢字が存せず尊敬の補助動詞「たまふ」を読添えられた文法敬語の全一例と、実字に和訓を与えた謙讓動詞、及び、本来漢文において既に待遇を表現したと思しき漢語名詞などによって構成されていると認められる。

第二表においては、「玄奘」愚_レ魯_ニにして(50)の例が認められて、名詞相当の資格で待遇表現に与っている。

第三表「請_レ大宗文皇帝作經序并題經表」も、右と同様の待遇表現を用いる。

16、陛下典ケ(て) 神シキ翰を垂_{シテ}經の題表_ヲ發シタ(ま)へ

親_リ玄_ノ藻_ヲ紆_テ宗_ノ極_ノ序_ヲ明_シタマヘ(60・陛下)

17、竊_ニ見_レレ(は) 弘福寺(に) して尊_レ像_ヲを初_メ(め)て成_シタ

マヘリ(しとき) (58・玄奘)

など、読添語の補助動詞「たまふ」は計三例を認める。第一表・第二表に認められない待遇表現として、接頭辞「み」を冠した名詞の確例が一例存する。

18、聖上の親_{タリ}變_ノ興_ヲを降_シ青_蓮(の)「之」目を開_ケリ(59)

接頭語による敬語表現は、厳密には語彙敬語に属するものであると考えられるが、和文などには種々の接頭辞を冠した名詞が盛んに出現する。しかし、漢文訓読語における例は誠に少ない。

語彙敬語たる謙讓動詞も、

19、沙門玄奘言_ス(55・玄奘)

20、謹(み)て奉_レ表_ヲ以_テ聞_ス(62・玄奘)

など第一表・第二表に観察された語彙敬語の出現例が存する。例20は、漢語動詞の例であって、原漢文の影響下に成立した敬語動詞である。

右のような語彙敬語と共に、以下の例が出現する。

21、大宗文皇帝に經の序并に題經作(りたまへ)ト請(ひ)た(て)
ま(つ)ツ(り)シ表(54・玄奘)

右の例21の読添語に文法敬語である謙讓補助動詞「たてまつる」の確例が見えるが、補助動詞「たてまつる」の確例は第三表にはこの一例のみの出現である。

この他、前と同様に待遇に関連したと認定される漢語名詞が認められる。

以下、第四表「大宗文皇帝勅書表」、第五表「謝納袈裟剃刀表」、

第六表「謝大宗文皇帝製三藏聖教序表」には、右の尊敬表現の他に、

22、納の袈裟一領賓鐵の剃刀一口施_ヒき(88・陛下)

語彙敬語たる尊敬動詞が実字訓として現れる例が認められる。謙讓表現も、「謁_ヘマツリき(101・玄奘)」「詣_{ツル}こと(101・玄奘)」「獻_{ラム}(103・玄奘)」「賜_ハ(り)て(き)(103・玄奘)」「承_リ(107・玄奘)」の例が認められるが、事象としては既に説いた語彙敬語としての謙讓動詞の出現例である。

第六表において注目すべきは、

23、玄_ノ奘_ノ往_ニ(に)振_錫に因_リ(り)て聊_カ崛_ノ山_ニ謁_ヘマツ

りき(101)

24、「匪」千葉に乗らすして雙「林」に「詣」(り)マツルこと食頃(の)如し(101)

とした補助動詞「まつる」の例が認められることで、時代と共にこの語は漢文訓読語に原則として用いられなくなるとされる。

以上、大唐三藏玄奘法師表啓に訓読された上表文に限って纏めれば、待遇表現は、

- 一、尊敬表現の多くは、語彙的な待遇表現として出現して、実字の敬語動詞、及び実字訓で原漢文単字に対して接頭辞「み」を冠した名詞などの充当訓を与えて現れる敬語名詞として出現する場合が圧倒的に多い。文法敬語たる読添えられた補助動詞「たまふ」によって実現される場合があるが、文法敬語に分類される待遇表現の出現は寡少である。また、補助動詞「たまふ」の期待される文脈にあつても常体で表現される箇所が多く、文法的な待遇表現は盛んではない。

一、謙讓表現は、語彙的な待遇表現として実字の謙讓動詞等の訓読によって実現される例が多い。

また、文法的な待遇表現として補助動詞「たてまつる」によっても行われているがその例は極めて少ない。

一、原漢文に表現された用字によって、これを漢語名詞、漢語動詞として訓読を実現して、待遇表現の働きを担わせた例

を多数指摘できるが、待遇表現の範疇としては、語彙的待遇表現である。

大唐三藏玄奘法師表啓平安初期点における上表文の単語レベルでの待遇表現は、右の有機的な複合によって成されると認められる。読添語による文法的待遇表現を担う補助動詞の使用が極めて少なく、これに対して語彙的な表現である和語動詞は勿論、漢語名詞や漢語動詞に待遇機能を持たせたと認められる例が多出する。こうした語彙的待遇表現は、平仮名文などによるものとは傾向的に大いに異なる⁶⁾ことが許されよう。

二、大唐三藏玄奘法師表啓平安初期点の待遇表現 (二)

—上表文における文章文体レベルの待遇表現—

大唐三藏玄奘法師表啓平安初期点においては、句・文・文章レベルでの待遇表現が存在する。

まず、第一表「進經論等表」を例に採る。第一表の文章は、

25、沙門玄奘言(す) (3)

に始まる。これに呼応して、第一表は、

26、謹言 貞觀廿年七月十三日 沙門玄奘上 (29)

によって閉じられる。これは第一表のみならず、他の上表文を取り上げて同様であつて、文章レベルでの玄奘の謙つた待遇表現として文章全体の待遇基調を作り出している。第二表「進西域記表」以下にも、

- 27、沙門玄奘言す……謹言 貞觀廿年七月十三日沙門玄奘上(第一表)
二表)
- 28、沙門玄奘言す……謹言 貞觀廿年七月十三日沙門玄奘上表(第二表)
- 29、沙門玄奘言(す)……謹言 貞觀廿年七月十四日沙門玄奘上表(第四表)
- 30、沙門玄奘言す……謹言 貞觀廿二年七月十四日沙門玄奘上表(第五表)
- 31、沙門玄奘言す……謹言 貞觀廿二年八月五日沙門玄奘上表謝(第六表)
- の如くであって、一通二通の枠組みとしての待遇基調が形作られている。
- 一通の表の構成を第一表を例に記述すると、右の表頭に続いて、
- 32、玄奘い聞ク、(3)
- として、以下に、玄奘の知見を述べる。この玄奘の知見は、
- 33、其の道を詮するは「者」聖帝なり(7)
- として、一般論としての「聖帝」の要道を記した部分で、これに次いで、
- 34、伏(し)て陛下を惟(ひみれ)ハ靈を纂(ツ)きて震(い)に出て運を撫(な)てて樞に登(り)たまへり(8)
- とした文章が始まるが、例34中には、単語レベルで前節に取り上げた語彙的待遇表現として副詞的な「伏(し)て」、漢語名詞「陛下」

と、確例ではないが「惟(ひみれ)ハ」が出現し、同時に漢文訓読語に寡少な文法敬語たる「たまふ」(四段)が認められる。右には、「伏(し)て陛下を惟(ひみれ)ハ」とした条件句があつて今上陛下の事蹟を述べ立てる部分であるが、この条件句表現も上表文において文章レベルでの常套的な待遇表現で、文章構成のレベルでの待遇表現を形作る。この今上陛下の事蹟を述べ立てる部分には、前節に取り上げた漢語名詞、漢語動詞が現れて、陛下に対しての敬意の待遇表現となる。

第一表の文章は、16行から、玄奘自身の現状を述べ立てる文章となるが、

35、玄奘行業紀(一)无(く)して空(し)く曲(成)を符(り)謬(ち)テ緇(徒)に齒(り)て慙(有)り(16)

右は、上表文の記主たる玄奘の、自己に対する卑下の待遇表現を文章レベルで記したものであるうし、

36、玄奘學(沈)秘に非(ず)あ(レ)識(該)通に謝(サ)レハ何の以てか仰(き)て天(規)をシ稱して敬(み)て至(教)を弘(メ)ム(27)

などの条件句の表現も、玄奘自身の自己に対する卑下の待遇表現であると考えられよう。第一表に限らず、

37、玄奘を質(稟)ケ(たること)愚(魯)に(に)して「於」緝(實)に味(シ)シ(49・第二表)

38、此の蕪(辭)を截(て)て其の實(録)を採(ラ)ム(50・第二表)

なども、玄奘の上表文における玄奘自身を卑下した待遇表現であつて、この種の待遇表現が第一表以外にも多く出現する。

文章構成上、第一表は、文末の「謹言」の直前に至つて、上表のおおけなさを述べた文が存する。

39、追(ひ)て懸^はち戦^すり悻^かマルこと氷れル谷を履^フムカ若シ 謹言
(28)

右の一文も、玄奘の上表奉進に対する自己の有り様を記した文であるが、皇帝との関係における玄奘の自身に対する待遇表現とみて良からう。

右の第一表の他に、同様の待遇表現は、上表文末に定型として現れるようで、

40、謹(み)て闕(に)詣^てて奉進(とたてま)ツリ輕^{かろ}シク旒^{リウ}
一衣^イを塵^チシ伏(し)て戦^すり灼^かクマルこと深(く)ス 謹言
(52・第二表)

41、謹(み)て奉^一表以^一聞^す輕(しく)天威^{ケカ}を觸^カシテ悚(り)
汗^アツカフこと増^す 謹言(62・第三表)

など上表文における定型の文体的待遇表現として表れている。

右の待遇表現の類型は、知恩院藏大唐三藏玄奘法師表敬平安初期点の上表文に共通の表現類型で、もともととは原漢文の影響によるものであると認められる待遇表現法であるが、文章レベルでの待遇表現法が栄えていると認めることが出来る。

三、大唐三藏法師玄奘表啓平安初期点の待遇表現 (三)

一 勅書における待遇表現

大唐三藏玄奘法師表啓には、玄奘の上表文に答えた訓点のある勅書(答制)が一通存する。全七行一三七字で言語量は極めて少ないのであるが、この勅書に認められる待遇表現は、以下の通り記述される。

文法敬語たる補助動詞「たまふ」が一例認められる。

42、又云は(く)『新撰の西^一域の記をば「者」當^かに自^{ヒル}ラ披^ミケ覽^ミヨ』
と奘尚に勅(し)たまふ(70)

右の例である。訓読者がこの部分の漢文の構造を如何に理解したかが問題となる。「又云は(く)」の主体は、「朕^{ワザ}」であろうから、訓読の結果からは、二種の解釈が可能である。

一つは、「勅奘尚」が、太宗文皇帝の主語文ではなく、第三者の叙述文だとみる場合である。この勅書を引用したのは、玄奘であつて、文書末には、

43、貞觀廿年七月十三日内(より)出與^シ玄奘法師謝(し)き
(70)

とあつて、玄奘が勅書を引用した部分であると解釈できるとすれば、「勅(し)たまふ」の敬意は、第三者(玄奘)によって添えられているものと解される。

今一つは、この答制は、標題より「勅奘尚」までを一貫して太宗

文皇帝の立場から書かれたものであって、「勅する」行為の主語が
 大宗文皇帝自身であると見れば、文法敬語たる補助動詞「たまふ」は、
 自敬表現と言ふことになる。

右の二種の解釈は、訓読者が答制の文構造をどう捉えたのかに關
 係する。どう見たのかの結論は、ここで断じることが出来ないが、
 自敬表現が、四六駢儷文の平安初期漢文訓読語の待遇表現体系の中
 に存した可能性のあることを指摘しておきたい。

この勅答一通には、文法敬語の補助動詞「たまふ」一例外には、
 補助動詞の確例は認められない。また、先に述べた如く、方法論の
 開拓を急がねば成らないが、明確な漢語名詞や漢語動詞による待遇
 表現もその評価特定が難しいと言わざるを得ない。しかし、

44、法^ハ師^ハ夙^ハク^ハ高^ハ行^ハを^ハ標^シテ^ハ早^カ（か）に塵の表に出（て）たり

寶^ノ舟^ヲを^ハ泛^シテ^ハ「而」彼^ノ岸^ニに^ハ登^リ（65）

における「高行」は玄奘の待遇としては尊んだものであろうし、「寶
 の舟」も敬意、あるいは、常体での美文的待遇を含んだものであつ
 てプラスの待遇表現が実現されていると認めることが出来る。

自称の「朕」（68）は待遇表現に与るし、「朕」が主語たる、

45、朕^ハ學^ハ淺^ク心^ハ拙^ナケ（れ）は物に在する（すら）猶^シ迷^ヒヌ

（68・朕）

における「學淺ク」、「心拙ナケ（れ）」は「も皇帝の自己に対する卑
 下表現であつて、これも句単位の表現として漢文訓読語の待遇に与
 る表現であると認められる。「猶^シ迷^ヒヌ」も文皇帝の謙遜表現で、

待遇価値を有するものである。この文に続く、

46、況（や）佛^ノ教^ハの幽^カニ^ハ微^シ（き）をは豈に能（く）仰^キ測^ス
 ラムヤ（68）

の反語表現も文皇帝の謙遜表現として評価でき、待遇表現に与るも
 のと認められよう。

勅答の言語量が少なく、類型的な待遇表現の帰納が充分にはでき
 ないが、単語レベルでの語彙的待遇表現と句や文章レベルでの待遇
 表現が帰納されることは上表文と同様で、また、文法敬語たる「た
 まふ」（四段）が例外的に出現することも上表文と同様の状況であ
 ると判断されよう。

おわりに

右には、知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓平安初期点に認められる
 待遇表現法を体系的に記述することを試みた。その結果、文法敬語
 と言われるものの使用が極めて寡少であることが理解された。文法
 敬語は、専ら、補助動詞と補助動詞によって支えられる表現であつて、
 漢文訓読語においては、読添語として訓読語中に現れる語群であ
 る。その意味では、原漢文に制約される側面が少ない。にもかかわ
 らず、待遇表現に与る補助動詞や補助動詞が多出はしない。この点が
 平安和文の待遇表現法体系と大きく異なるものであつて、漢文訓読
 語における待遇表現法の特徴を形作っているものと認められる。

また、日本語たる漢文訓読語には語彙的待遇表現が盛んに出現す

る。原漢文の用字に制約されたものではあるが、待遇表現に与る語詞が多数出現する。ただし、本論でも触れた如く、ある語詞が持つ待遇価値を如何なる待遇表現法の体系中の範疇に属するものであるかの判断は今後の課題とせざるを得ないが、漢文訓読語においては待遇表現を司るかかる語彙レベルでの色彩が強いと見ることができ。また、今回の事象記述の対象が上表文及び勅答であったがために文章・文体のレベルでの待遇表現法が帰納された。広く上表・勅答以外の四六駢儷文における言語事象の記述の必要性を感じるし、さらに四六駢儷文以外の漢文体の訓読語における待遇表現法体系の実態を検討する必要があると案ぜられる。

大凡、概観としての歴史的变化として、平安初期の訓読語は、より大和言葉的に文章全体に亘つての目配りのもとに訓読されて読添語など表現が豊富であったものが、平安中期を境に一字一字の訓読の集積、即ち一々の漢字の訓のゲシユタルトとしての訓読文生成に転じたと説かれる。右は平安初期の上表文、勅答に限つての分析ではないが、漢文訓読語の事象の問題として待遇表現はもともと、原漢文に委ねるところが大きく、読み添えられても良さそうな箇所ですら平安初期より補助動詞の読添えなどが盛んではなかった歴史があるようである。⁸⁾

即ち、概括して一つの特徴的な変化傾向を元に敷衍して変化傾向が説かれてきた憾みがある。平安時代の訓読語変化も、特徴的に変化して記述が明快で変化としてのトピックとして注目を集めやすい

事象の研究の累積に注意が向けられてきた観があるが、漢文訓読語史においては本質的に変化していない事象が如何なる言語範疇に属して、平安時代の他文体の言語と対立的に存在したもののかの視点で漢文訓読語の歴史を見直してみる必要があるのではなからうか。

今まで一括して扱われてきた雑多な漢文訓読語の言語面の性質を組織化してみる必要がある。言語事象の異なりを考慮した分類枠を設定し、それに従つて漢文訓読語史上に変化を起こし易い分類枠組みが何であるのか、ある分類の枠組みでは漢文訓読語史内部では変化が起こりにくいものの、共時的な分析視点からは、和文等の他文体との言語組成の問題として対立している場合もあつて、かかる範疇での文体的な差を求めてみる必要があるのではなからうか。日本語たる漢文訓読語の事象差に対する配慮が十分ではなかつたと反省すべきであつて、従来求められてきた漢文訓読語内部での位相差による分析視点を改めて再考する必要がある。即ち、従来、余りにも訓読者の「言語主体」の差に対する関心が独走して細分化しすぎたとみるべきであらう。実は、和文との比較も十分に尽くされているとは言いがたいのであつて、漢文訓読語を主とした分析の視角はまだ幾重にもあると認めるべきであらう。

諄くなるが、本稿は、平安初期の「上表文・勅答」と言う四六駢儷文の中でも限られた漢文体の訓読における待遇表現という限られた切り口に焦点を当てたものである。漢文たる四六駢儷文の作文が必然的に担っている「美文」における待遇表現が、既に漢文におい

て存したもので、日本語として成立した漢文訓読文の待遇表現は、原漢文の美辞麗句によって担われるところがあり、それに従って漢文訓読語の待遇表現の「実態」があることを述べて、そうした表現体が日本語として定着したことを述べてきた。漢文の種類はこれのみではないことを十二分に自覚する必要がある。

切り出すべき資料態を設定する視点は、恐らく、幾重にもあるはずであつて、また、文章・文体レベルでの分析として切り込むべき言語事象も多々であろうと思われる。今後、研究者の個性によって考え得る視角に頼って分析を進めるべきであろうと愚考するところである。

注

1、拙稿「高山寺藏不空三藏表制集院政期点について―上表と勅答の訓読語における待遇表現法を中心に―」（高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集平成二十三年度、平成二十四年三月）参照。

2、知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓は、夙に、大矢透『仮名遣及仮名字体沿革史料』（明治四十二年三月、帝国学士院）の第三面に登載され紹介されている資料で、本資料の訓点については、

吉沢義則「大唐三藏玄奘法師表啓の訓点」（『国語国文の研究』、

昭和二年四月、岩波書店）

築島裕「知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓古点」（『訓点語と訓点資料』第四輯、昭和三十年五月）。

遠藤嘉基「知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓古点について」（『国語国文』第二十四卷第十一号、昭和三十年十一月）。

山田忠夫「知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓古点の研究」（『国語学』第二九集、昭和三十二年六月）。

中田祝夫『東大寺風誦文稿の国語学的研究』（昭和四十四年六月、風間書房）

において全貌が掲げられている。本稿に使用するものは、右の諸論考により、また、小林芳規博士の御移点本を参照させて戴いた。

3、知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓平安初期点における補助動詞「たまふ」の出現は、玄奘の上表全文七通を通じて、全七例を数えるのみである。小林芳規博士は、

小林芳規『平安時代の漢文訓読語史の研究Ⅲ 初期訓読語体系』（平成二十四年二月、汲古書院）二八二頁

において本稿に取り上げる知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓平安初期点と興福寺藏大慈恩寺三藏法師伝永久点を比較されて、

平安初期点に読添えられた『タマフ』『タテマツル』が、永久点では欠くものがあり、逆に永久点で加わったものもあり、両資料共に見られるが、絶対量としては永久点の方

が少ない。

と述べられるが、両資料を通時的に比較できるのは、第二表「進西域記表」、第四表「表謝太宗文皇帝勅書表」、第六表「謝太宗文皇帝製三藏聖教序表」と唯一の答「太宗文皇帝報請作經序勅書」の四通のみである。補助動詞の出現の絶対量が二桁に満たないのであって、通時的多少は論じられないと判断される。同書二七一頁に記述された通時的異同の例で大慈恩寺三藏法師伝永久点に認められない「敬語」の挙例三例の内、第一例は上表中の確例であるが、第二例は勅答での出現例で本稿に問題とした例で、通時的な変化とは断定できない。また、第三例目は確例ではない。

4、漢語名詞、漢語動詞が待遇表現に関わることは、連文「光命」の訓として、「光命オホセタマ（88）」の例があつて、語構成としては漢文段階で既に「光」は、「命」を修飾して美称として働いていると解釈されようから、美文たる四六駢儷文の用語に、既に中国語文において待遇表現がされていたものを訓読者が理解した訓読語であると認めて良からう。

5、注3文献、二六一頁。

6、平安時代の平仮名資料（代表的には和歌集の詞書きや物語・日記・など所謂、和文）における待遇表現の方法とは異なるものと見ることが出来る。今、紙幅を裂いて本稿に詳述することが出来ないので、稿を改めねばならないが、その一端を、

平安中期中頭成立で、十二世紀の書写である元永本古今和歌集の詞書きを例に一部を例示しておく。そもそも、古今和歌集の詞書き自体が短く、一文乃至数文のものである。その中で上下関係の明確な詞書きを例にとれば、

○朱雀院帝ふるの瀧御覽せむとて、ふづきの七日おはしまし
て在りける時に、御ともに候人々に歌読させたまうければ

よめる橘長盛（927詞書）

右の例は、朱雀院を主語として敬語動詞「御覽ず」「おはしましてあり」、助動詞「す」、補助動詞「たまふ」が尊敬表現を担う。主語朱雀院に対する述語節のすべてに某かの尊敬表現が伴う。接頭語を伴う「御とも」も朱雀院に対する敬語名詞であると認められよう。「人々」に対する連体の従属句には、連体法「候ふ」が現れていて、謙讓表現を司る。右に現れる動詞句には敬語表現機能要素が存在するが、唯一の例外は、詞書末の詠者・橘長盛が主語たる常体の「よめる」のみである。今後は、平安時代における文体差の存する資料群の待遇表現法体系を相対的に比較する必要があるものと考えられる。

7、本稿においては、右の注4において実例を掲げて和文語と漢文訓読語における待遇表現体系の異なりと一端を掲げたが、和文の待遇表現の方法については、特に敬語表現を取り上げて、稿者自身の作業として確認した、

拙稿「平安時代和文資料における敬語表現法について―源氏

物語絵巻・元永本古今和歌集を中心に」（『短信・授業ノ一
ト』、平成二十四年八月広島大学学術情報リポジトリ）。

において記述を試みている。ご高覧願いたい。

- 8、時代の降った十二世紀の訓点資料における漢文訓読語の待遇
表現法体系の一端は、注1文献を参照されたい。

付記

漢文を日本語として訓読する日本語たる「漢文訓読語」には、理論的には、日本語に発達している補助動詞・助動詞による文法敬語（尊敬語・謙讓語）や、接頭語を冠したり語彙的に選択され得た美化語と言われるものが読添語として発達することを許される素地があったと認めることが可能であろう。しかし、実際には和文におけるこれらの和文等に発達した待遇表現は多くが使用されない（平安時代和文資料における敬語表現法について―源氏物語絵巻・元永本古今和歌集を中心に―http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/ZZT00001/TanshinJugyoNote_01.pdf）。和文語も日本語であるし、漢文訓読語も歴然とした日本語ではあるが、待遇表現法において質的な差が存すると認めることを指摘するのが本稿の最大の意図であることを付記しておく。（二〇一二年十一月二十四日初校に際して）

Research on the Treatment Expressions System in Chionin-zo daito-sanzo-genjo-houshi-hyoukei heiansyoki-ten (知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓平安初期点)

Mitsutaka MATSUMOTO

This report describes “a change in honorific expressions in conversation system” for Chionin-zo daito-sanzo-genjo-houshi-hyoukei heiansyoki-ten (知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓平安初期点). As a result of examination, it was recognized that many auxiliary verb used for Japanese sentences in the Heian era and that a grammatical change in honorific expressions in conversation by auxiliary verbs was extremely few phenomena. In contrast, the change in honorific expressions in conversation used in this document prove that a lexical change in honorific expressions in conversation was central. In addition, I understand that a change existed, in honorific expressions in conversation that was characteristic of the above table text to be presented to the throne by the influence of the original classical Chinese. It was a change in honorific expressions in conversation at a phrase, a sentence, the sentence level, and it was admitted that such a change in honorific expressions in conversation was a characteristic of the kundoku word of the above table text to be presented to the throne.